



公益社団法人 日本バス協会

〒100-0005
東京都港区東新橋 2-3-17
モメント汐留 9 階

バス事業のカスハラ防止啓発ポスター第6弾を作成しました

公益社団法人日本バス協会(東京都港区, 会長: 清水一郎)は、カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)の防止に向けた啓発ポスターの第6弾「運賃返せよ」(以下参照)を作成し、全国の会員事業者に配布しました。順次、車内や案内所等に掲出されます。

当協会では、令和 6 年 9 月にバス事業のカスハラに対する基本方針(次頁参照)を公表し、バス業界として毅然とした態度で対応することを表明しました。その際に併せて、啓発ポスターの第1弾を作成し、以降、8 月の第 5 弾まで公表しておりますが、今回はそれに続く第 6 弾となります(第1弾～5 弾のポスターは次頁参照)。

啓発ポスターは、全国の子バス事業者から寄せられた実際にあったカスハラ事例に基づいて作成しています。お客様からの過度な要求によってバスの運行等に支障が生じているケースを広く周知することで、カスハラの抑止を図ります。

【第6弾】「運賃返せよ」

ご利用の皆様へ

これからも安心・安全なバスを運行していくためのお願いです。

(全国のバス事業者から寄せられた発生事例のうち代表的な事例に基づいています)



道路渋滞等により遅れが発生する場合もございます。
理不尽な要求や言動に対しては、厳正に対処いたします。



日本バス協会

(3頁目に当ポスターを掲載しております。他のファイル形式をご入用の際は弊協会担当までご連絡ください。)

＜参考＞【バス事業の顧客ハラスメントに対する基本方針】(令和6年9月20日公表)

私たちバス事業に携わる全員は、お客様に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より満足度の高いバス輸送サービスを提供することを心掛けます。

一方で、一部のお客様からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、脅迫、暴力、セクシュアルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これらの行為は職場環境の悪化を招くほか、バスの安全輸送にも悪影響を及ぼしかねないゆゆしき問題です。

今後、バス運転者をはじめとする従業員の安全確保と人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては、お客様に誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応します。

もし、お客様からこれらの行為を受けた際は、従業員が上長等に報告・相談することを奨励しており、相談があった際には組織的に対応します。

【第1弾】

「タッチしただろ」(令和6年9月20日)



【第2弾】

「ここで降ろせ」(令和6年12月25日)



【第3弾】

「お前が手配しろ」(令和7年3月28日)



【第4弾】

「乗るから開けて」(令和7年5月30日)



【第5弾】

「ちょっとくらい待て、なんで遅れるんだ」(令和7年8月25日)



〔お問い合わせ先〕 公益社団法人日本バス協会

労務・安全部

TEL:03-3216-4015

担当: 泉・田知花(タチバナ)・白瀬

ご利用の皆様へ

これからも安心・安全なバスを運行していくためのお願いです。

(全国のバス事業者から寄せられた発生事例のうち代表的な事例に基づいています)



道路渋滞等により遅れが発生する場合がございます。
理不尽な要求や言動に対しては、厳正に対処いたします。



日本バス協会